（はり付け印による検定証印の表示）

第二十六条の二　はり付け印の形状により検定証印を表示する場合は、経済産業大臣が定める様式により付するものとする。

2　前項の場合において、検定証印の有効期間は、検定証印を付した月の翌月一日から起算するものとする。ただし、自動はかりにあっては、検定証印を付した年度の翌年度の四月一日から起算するものとする。

（申請等）

第三十条　［略］

2　［略］

［削る］

［削る］

（手数料を減額する場合の申請等）

第三十条の二　計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号。以下「手数料令」という。）第四条第一項第一号の経済産業省令で定める機関は、次の各号に掲げるものとする。

一　独立行政法人製品評価技術基盤機構から国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準に適合している旨の認定（法第七十一条第一項第一号の技術上の基準に係る試験に係るものに限る。）を受けた試験所

二　国際法定計量機関の加盟国の型式承認機関（型式の承認等に必要な技術的能力を持つものとして経済産業大臣が適切であると認めた機関に限る。）

2　前条第一項の申請書には、前項の機関が作成した試験の結果の証明書（次の各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）を添付することができる。

一　発行日

二　機関の名称及び住所

三　特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（法第八十一条の輸入事業者にあっては、製造する者の氏名又は名称及び住所）

四　特定計量器の種類

五　特定計量器の型式又は能力

六　法第七十一条第一項第一号の技術上の基準で定める試験の結果

3　前項の証明書に係る部分の構造検定は、当該証明書の審査により、研究所又は日本電気計器検定所が行う構造検定の方法に代えることができる。

（指定検定機関の試験の申請等）

第三十一条　［略］

2　［略］

3　前条第二項及び前条第三項の規定は、第一項の申請書を提出する場合に準用する。この場合において、前条第三項中「研究所又は日本電気計器検定所」とあるのは「指定検定機関」と読み替えるものとする。

［新設］

（申請等）

第三十条　［略］

2　［略］

3　第一項の申請書には、当該申請に係る特定計量器が構造に係る技術上の基準に適合していることを経済産業大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

4　前項の書面に係る部分について、研究所又は日本電気計器検定所が行う構造検定の方法は、当該書面の審査とすることができる。

［新設］

（指定検定機関の試験の申請等）

第三十一条　［略］

2　［略］

3　前条の申請書には、当該申請に係る特定計量器が構造に係る技術上の基準に適合していることを研究所が適切であると認めた試験所（国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準のうち該当するものに適合する方法で行われた試験所に限る。）が証する全部又は一部の書面を添付することができる。